

# 公立大学法人下関市立大学教員人事評価委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 7 号

改正 平成21年3月24日規程第14号  
平成24年1月11日規程第1号  
平成27年3月25日規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（以下「定款」という。）第19条第1項に規定する教育研究審議会（以下「審議会」という。）が、定款第23条第4号に規定する教員の人事に係る事項の公正な運用のために設置する公立大学法人下関市立大学教員人事評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、審議会の付託を受けて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の評価に関すること
- (2) 教員の採用の方針に関すること
- (3) 教員の昇任及び採用の審査に関すること
- (4) その他教員の人事に関し、審議会から付託されたこと

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長、副学部長及び研究科長
- (3) 教授会の意見を聴いて学長が指名する教授2名
- (4) 教授会の意見を聴いて学長が指名する教授以外の教員2名

(任期)

第3条の2 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。

2 前項に規定する委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。ただし、資格の変更が生じた場合において、その残任期間が1年に満たないときは、引き続き在任するものとする。

3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長は、委員長に事故があるときに職務を代行させる委員をあらかじめ指名する。

(委員長等の責務)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、前条第3項に基づき指名された委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(学科会議への意見聴取)

第8条 委員会は、第2条第3号に規定する採用の方針を策定するにあたり必要があると認めたときには、学科会議の意見を聴取することができる。

(審議会への報告)

第9条 委員会は、付託された事項について審議会に報告しなければならない。ただし、第2条第1号に規定する教員の評価に関しては、大学点検評価委員会を通じて報告することをもって代える。

(議事録)

第10条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第11条 人事評価委員会の庶務は、総務グループ庶務班において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月11日規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。